

# 「経営者保証に関するガイドライン」研修会

～経営者保証ガイドラインの運用のポイントと具体的な進め方を中心として～

「経営者保証に関するガイドライン」は自主自律的な準則として平成25年12月に公表され、平成26年2月から適用が開始されています。

適用から3年が経過した現在、一層のニーズの高まりを見せる中、ガイドラインに基づく保証債務整理局面での支援専門家として期待される弁護士その他士業、金融機関その他支援機関の皆さまに事例とともに運用のポイントや具体的な進め方をわかりやすく解説いたします。

## プログラム

### ①経営者保証に関するガイドラインの概要

講師 弁護士 堀口 真 氏

独立行政法人中小企業基盤整備機構  
中小企業再生支援全国本部プロジェクトマネージャー

### ②ガイドラインに基づく保証債務整理 「単独型」の進め方

講師 弁護士 宮原一東 氏

日弁連中小企業法律支援センター委員

弁護士 大西雄太 氏

日弁連中小企業法律支援センター幹事

主催：広島弁護士会、独立行政法人中小企業基盤整備機構 協賛：日本弁護士連合会

平成30年 1月19日 金曜日 15:00～17:00

※14:30 受付開始予定

会場

▶ 広島弁護士会館 3階  
(広島県広島市中区上八丁堀  
2-73)

受講料

▶ 無料

定員

▶ 150名  
(定員になり次第締切)

申込方法

▶ 受講申込書に記入の上、  
平成30年1月10日までに、  
下記申込先にFAXをお送りく  
ださい。



広島弁護士会行(FAX 082-228-0418)

1月19日『経営者保証に関するガイドライン』研修会 受講申込書

平成 年 月 日

受講者氏名	
所属	
TEL / FAX 番号	

ご記入いただいた皆様の個人情報は、本研修会にかかる各種連絡・情報提供のため以外の目的で利用することはありません。